

【HP公開用】

令和3年度

山形地方最低賃金審議会

[第5回]

議事録

令和3年10月25日(月)

於 山形労働局 大会議室

山形労働局

1 日 時 令和3年10月25日(月)  
13時30分～14時5分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員13名)

(公益委員)	(労側委員)	(使側委員)
押野 正徳 委員	大類 亜季 委員	岩田 雅史 委員
コーエンズ美子 委員	小川 修平 委員	太田 宏明 委員
本間 佳子 委員	長谷部 泰晴 委員	加藤 祐悦 委員
丸山 政己 委員		丹 哲人 委員
村山 永 委員		原田 雅人 委員

【欠席委員】(労側委員) 金子 浩 委員  
(労側委員) 長瀬 久子 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局)	労働基準部長	横田 秀樹
	賃金室長	石山 裕之
	賃金指導官	中里 康浩
	賃金係長	牧野 朋子

4 議 事

(1) 特定(産業別)最低賃金改正決定の答申について

5 そ の 他

6 閉 会

## 令和3年度 第5回 山形地方最低賃金審議会

【R3. 10. 25】

- 会 長 本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。  
ただ今から、本年度第5回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。  
本日の出欠状況等について事務局からお願いします。
- 賃金室長 本日は、労働者代表委員の金子委員と長瀬委員が欠席ですが、最賃審議会令  
第5条第2項による定足数を満たし、審議会は有効に成立していることをご報告  
いたします。  
また、本日の審議会は公開するという事になっておりましたので、傍聴人の  
申込みを公示しましたところ、1名の申込みがあり傍聴いただいております。  
また、報道機関からも2社の申込みがあったことをご報告いたします。  
なお、カメラ撮影は頭撮りと答申文の手交場面を許可しておりますので併せ  
てご報告いたします。
- 会 長 それでは議事に入ります。  
山形県特定最低賃金専門部会が、本日までに全ての部会において結審いたし  
ております。専門部会委員の皆様のご尽力に感謝を申し上げます。  
本日は、これより各部会の部会長から順次部会報告をいただき、各特定最低  
賃金の改正決定に係る本審議会としての意見についてお諮りすることといた  
します。  
各部会報告書の写しがお手元に配付されているかと思っておりますので、ご覧くだ  
さい。これをご覧いただきながら進めてまいります。まず最初に、ポンプ・  
圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業最低賃金の改正決定について、コー  
エンズ部会長から部会報告をお願いいたします。
- コーエンズ部会長  
(機械部会長) それでは報告させていただきます。  
  
(部会報告書読み上げ：改正時間額888円)  
  
(部会長から会長へ報告書を手交)
- 会 長 ただ今の部会報告について、ご意見があればお伺いし、その後採決したいと  
思いますが、この場でご意見はございますでしょうか。  
労使双方ともよろしいでしょうか。  
  
(意見なし)

会 長       では、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。  
部会報告のとおり答申を行うことについて、賛成の方の挙手を求めます。

(会長を除く全委員(12名)が挙手)

会 長       ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として局長に答申することといたします。

続きまして、二つ目の部会ではありますが、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業について、コーエンズ部会長から部会報告お願いいたします。

コーエンズ部会長       (部会報告書読み上げ：改正時間額872円)  
(電気部会長)

(部会長から会長へ報告書を手交)

会 長       ただ今の部会報告について、ご意見があればお伺いいたします。  
いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長       それでは、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行いたいと思います。

部会報告のとおり答申を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

(会長を除く全委員(12名)が挙手)

会 長       全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として局長に答申することといたします。

会 長       続きまして、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、この件は私が部会長ですので、私のほうから部会報告を読み上げさせていただきます。

村山部会長       (部会報告書読み上げ：改正時間額888円)  
(部品部会長)

会 長       ただ今の部会報告について、ご意見ございませんでしょうか。労使ともによろしいでしょうか。

(意見なし)

会 長 それでは、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりとすることについて採決を行います。  
部会報告のとおり答申を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

(会長を除く公益委員(4名)、労側委員(3名)が挙手)

会 長 では、反対の方の挙手を求めます。

(使側委員(5名)が挙手)

会 長 会長を除く出席委員数12名のところ、部会報告に賛成の委員が公益委員4名、労働者側委員3名の合計7名、部会報告に反対の委員が使用者側委員5名となっております。したがって、ただ今の採決の結果、賛成多数により、部会報告を当審議会の結論として山形労働局長に答申することといたします。

会 長 続きまして、自動車整備業になりますが、この部会も私が部会長を務めましたので、部会報告をさせていただきます。

村山部会長 (部会報告書読み上げ：改正時間額892円)  
(整備部会長)

会 長 以上であります。この部会報告について、ご意見等ありますでしょうか。

(意見なし)

会 長 それでは、自動車整備業最低賃金の改正決定について、専門部会報告どおりに答申することについて、採決を行いたいと思います。  
賛成の方の挙手を求めます。

(会長を除く全委員(12名)が挙手)

会 長 ただ今の採決の結果、全会一致と認められますので、専門部会報告を当審議会の結論として局長に答申することといたします。

これをもちまして、本審議会としての4業種に係る特定最低賃金の改正決定に係る意見が決定いたしました。

それでは、局長に答申することといたしますが、答申文作成のためここで一旦休憩といたします。事務局どの程度時間をみればよろしいですか。

賃金室長 5分ほど頂戴したいと思います。

会 長 それでは1時45分再開の予定ということで休憩に入ります。

(休憩)

(事務局から各委員に答申文案の写しを配付)

会 長 答申文案が配付されましたので文案の確認をしていただきたいと思います。事務局から文案を読み上げてください。

賃金室長 (答申文案読み上げ)

会 長 ただ今ご確認いただいた答申文の案ですが、この文案で労使ともによろしいでしょうか。

それでは、答申文を局長にお渡ししたいと思います。

賃金室長 報道機関の方に撮影を許可いたします。

(会長から局長へ答申文を手交)

賃金室長 それでは、報道機関の方は席へお戻りください。  
ただ今答申を頂きましたので、山形労働局長からご挨拶申し上げます。

局 長 本日はお忙しい中、本審議会へご出席いただきありがとうございます。

ただ今、村山会長より4産業の特定最低賃金の改正決定につきまして、答申を頂きました。今年度は、我が国の経済が新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けているという状況でございます。現在、新規感染者数は減少傾向にありますけれども、経済の回復につきましては未だに先行きが不透明という状況の中で、皆様、各委員大変熱心にご審議を頂きまして、答申としてまとめていただきました。改めまして、公労使全ての委員のご尽力に対しまして、深く御礼申し上げます。ありがとうございます。山形労働局としましては、本日の答申を尊重いたしまして、改正発効に向けて諸手続を進めますとともに、地域別最低賃金と併せ、広く改正金額の周知広報に努めてまいる所存であります。本日は、誠にありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。それでは、答申後の事務手続について、事務局から説明してください。

賃金室長 本日、この後に答申内容を公示いたしまして、本日10月25日から11月9日火曜日まで異議申出の受付を行います。

特定最賃についての異議申出はあまり例がございませんが、申出があった場合は、委員の皆様には直ちにご連絡を申し上げ、日程調整の上、審議会の開催をお願いすることとなりますが、手続の関係上、日程の方が11月10日水曜日の午前ということが原則になります。その際はよろしくお願ひ申し上げます。異議申出がない場合は、異議申出締切りの翌日に官報公示手続等の所定の手続を行います。いずれにしても、11月25日までの官報に公示されれば、指定日である12月25日の効力発生となります。

会 長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

(質問なし)

会 長 本年度の特定最低賃金の審議につきましては、十分な議論を踏まえ、金額審議をしていただいたものと思います。

各委員のこれまでのご尽力に改めて感謝申し上げます。

事務局何かほかに準備しているものはございますか。

賃金室長 何もなければですが、次回の本審としましては、異議の申出があれば11月に開催しますが、なければ3月上旬の開催となります。開催日時につきましては、追って事務局で日程の調整をしてご連絡を差し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長 次回以降につきましては、ただ今説明があったとおりということでよろしいですね。なお、次回の審議につきましては公開することとしたいと思っております。

委員の皆様から特段この場でのご発言はございますか。

小川委員 労側委員、連合山形の小川と申します。この度の特定最賃専門部会の方々の真摯な協議、ご努力によって導き出された金額と思います。感謝を申し上げます。事務局の説明の中にもあったと思うんですけども、周知広報等々につきまして、是非それぞれの4部門の産業の活性化につながるような周知をよろしくお願ひしたいと思っております。特に、その産業の中には、深刻な人手不足が慢性化しているような産業もあります。ですので、少しでも若い人達の志向がそちらの産業に向くような、例えば地賃に対する優位性とか、そういったところをしっかりと周知等お願ひしたいなと思っております。

会 長 ほかにございますか。

丹 委 員      1回目、2回目の部会の際、事務局に調査してもらって全員協議会の申合せについて教えてもらいました。あれから、20年近く時の経過もありますし、翌年の審議日程等々も内々に決めて、早く日程調整しやすいようにしていたなどというお話もありましたので、久しぶりに全員協議会、審議会は無理でしょうから、全員協議会の開催をご提案したいと思います。審議会前に、例えば、特賃の部会でペンディングになっている対象産業の見直しとか、今はもうないものとかあるそうです、中には。ここは必ず貴重だからとか、各部会の意見を聞くとそういうこともありますので、その辺も協議できたらなと考えていますので、ご検討をお願いします。

会 長      ありがとうございます。  
審議会の形式をとらずに、正式に何か議決という意味ではないところで、本審、専門部会を含めて、より望ましいやり方などに向けての全員での協議をしたいという趣旨ですね。労側いかがですか、特に異論はないということでしょうか。

小川委員      はい。

会 長      それでは、そういったご意向も含めまして、調整をさせていただきたいと思えます。ほかに何かございますか。ないようであれば、以上をもちまして本審議회를終了させていただきます。ありがとうございました。